

第35回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成29年2月27日（月曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|--|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第102号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 2件 |
| 第 5 | 報告第103号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 6 | 報告第104号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について | 3件 |
| 第 7 | 議案第165号 農地法第3条の規定による許可申請について | 4件 |
| 第 8 | 議案第166号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第 9 | 議案第167号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 12件 |
| 第10 | 議案第168号 贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明について | 18件 |
| 第11 | 議案第169号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する
法律第3条第1項の規定による承認申請について | 1件 |
| 第12 | 議案第170号 農業委員会等に関する法律に係る標茶町からの
事務委任について | |

○出席委員（15名）

1番 橘 澄子 君	2番 熊谷 英二 君	3番 甲斐やす子 君
4番 高松 俊男 君	6番 高橋 政寿 君	7番 笛木 眞一 君
8番 佐藤 肇 君	9番 武藤 利勝 君	10番 大泉 義明 君
11番 佐藤 徳市 君	12番 澁谷 洋 君	13番 山本 志伸 君
14番 嶋中 勝 君	15番 鈴木 義次 君	16番 佐瀬 日出夫君

○議事参与の制限を受けた委員（2名）

■番 ■■■■■ 君 ■番 ■■■■■ 君

○欠席委員（0名）

○その他出席者

事務局長 村山 裕次 君	振興係長 若松 務 君
主 任 高橋 望 君	主 事 湊谷 省吾 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 只今から第35回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は15名、欠席0名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時36分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

7番・笛木君 9番・武藤君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第35回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第102号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第4。報告第102号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第102号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員については別紙のとおり2件となっております。

番号1。

あっせん申出者、
さん。

申出面積、68.2ha。

指名年月日、平成29年2月13日。

申出の種類、賃貸借。

指名あっせん委員、熊谷委員、高松委員、澁谷委員。

続いて番号2。

あっせん申出者、
さん。

申出面積、16.3ha。

指名年月日、平成29年2月13日。

申出の種類、賃貸借。

指名あっせん委員、熊谷委員、高松委員、高橋委員、澁谷委員。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号2まで内容2件について事務局の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第102号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎報告第103号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第5。報告第103号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第103号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

あっせん委員長、澁谷委員。

あっせん委員、熊谷委員、高松委員。

報告年月日、平成27年11月30日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字オソツベツ38-14。

現況地目、採放地。

面積、968㎡外16筆、合計面積は118,983㎡となっております。

価格、294,000円。

譲受者氏名、XXXXXXさん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

番号1につきましては、あっせん委員長である澁谷委員より、結果について報告を願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 12番・澁谷君。

○12番（澁谷 洋君） 12番・澁谷。

報告第103号番号1について報告致します。

この案件は、27年11月12日にXXXXXXさんよりあっせん申出があり、11月19日に熊谷委員、高松委員、事務局より前中島係長で現地調査を行い、価格を決定しました。

分筆の関係で今報告することとなりましたことを合わせて報告致しておきます。

価格を提示したところ、承諾を得たので11月30日に役場小会議室にて、第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整したところ、XXXXXXさんに決定しました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、12番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第103号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第104号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第6。報告第104号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第104号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、次のとおり報告するものであります。
別紙のとおり 3 件となっております。

番号 1。

あっせん賃貸借申出者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

あっせん委員長、阿部委員。

あっせん委員、笛木委員、山本委員、鈴木委員。

報告年月日、平成 29 年 1 月 20 日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字虹別原野 7 1 8 - 5。

現況地目、畑。

面積、36, 189 m²。

年間賃貸料、112, 000 円。

借受人氏名、[REDACTED] さん。

賃貸借期間、公告の日から平成 39 年 2 月 28 日。

続いて、土地の所在、字虹別原野 6 9 4 - 3。

現況地目、畑。

面積、37, 750 m²。

年間賃貸料、117, 000 円。

借受人氏名、[REDACTED] さん。

賃貸借期間、公告の日から平成 39 年 2 月 28 日。

続いて、土地の所在、字虹別原野 7 1 9 - 3 9。

現況地目、畑。

面積、4, 589 m²。

年間賃借料、6, 000 円。

借受人氏名、[REDACTED] さん

賃貸借期間、公告の日から平成 39 年 2 月 28 日まで。

合計 3 筆、合計面積が、78, 528 m²、年間賃貸料が 235, 000 円となっております。

番号 1 につきましては、あっせん委員である笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 7 番・笛木君。

○7 番（笛木 眞一君） 7 番・笛木。

報告第 104 号、番号 1 について報告致します。

昨年 28 年 1 1 月に [REDACTED] さんよりあっせん賃貸の申出があり、1 1 月 1 6 日に鈴木委員、山本委員、阿部委員、私と事務局から村山局長、湊谷主事で現地調査を行い価格を決定致しました。

あっせん委員長に阿部さんが互選され、阿部さんから [REDACTED] さんに価格を提示したところ、承諾を得ましたので、29 年 1 月 1 6 日に上虹別コミュニティハウスにおいて、第 2 回あっせん委員会を開催し、地元の農地部会を中心に調整をして頂き、[REDACTED] さんに賃貸するものです。

なお、残りの農地については、利用効率を考え、1 月 20 日虹別酪農センターにて調整した結果、[REDACTED] さん、[REDACTED] さんに決定致しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号 1 について事務局の説明、並びにあっせんにあられました、7 番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

番号2。

あっせん賃貸借申出者、
あっせん委員、
あっせん委員、

あっせん委員長、澁谷委員。

あっせん委員、熊谷委員、高松委員、高橋委員。

報告年月日、平成29年2月13日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字オソツベツ110-8。

現況地目、畑。

面積151㎡外2筆、合計面積は69,824㎡。

年間賃貸料につきましては、67,340円。

借受人氏名、

賃貸借期間につきましては、公告の日から平成33年12月27日まで。

続きまして、土地の所在、字オソツベツ113-1。

現況地目、畑。

面積、93,545㎡。

年間賃貸料、91,980円。

借受人氏名、

賃貸借期間につきましては、公告の日から平成33年12月27日までとなっております。

合計4筆、面積につきましては、163,369㎡となっております。

年間賃貸料は、159,320円となっております。

番号2については、あっせん委員長であります澁谷委員より報告お願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 12番・澁谷君。

○12番(澁谷洋君) 12番・澁谷。

報告第104号、番号2について報告致します。

2月13日に役場中会議室において第1回あっせん委員会があり、あっせん委員には熊谷委員、高松委員、高橋委員と私が指名され、事務局より若松係長、湊谷主事が出席し、あっせん委員長には私が互選されました。

この農地は、
この農地は、
さんが借入を実施した農地であ

り、5年後に■■より取得予定の■■さん、■■さんへ賃貸するものです。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号2について事務局の説明、並びにあっせんにあられました、12番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

続いて番号3を議題と致します。

なお、■■番・■■君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（■■君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号3。

あっせん賃貸借申出者、■■、■■さん。

あっせん委員長、澁谷委員。

あっせん委員、熊谷委員、高松委員。

報告年月日、平成29年2月13日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字オソツベツ38-9。

現況地目、畑。

面積、13,843㎡外10筆、合計面積が352,541㎡。

年間賃貸料、241,180円。

借受人氏名、■■さん。

賃貸借期間につきましては、公告の日から平成33年12月27日までとなっております。

続いて、土地の所在、字オソツベツ636-1。

現況地目、畑。

面積、45,657㎡外10筆、合計面積が330,233㎡となっております。

年間賃貸料につきましては、190,480円。

借受人氏名、■■さん。

賃貸借期間につきましては、公告の日から平成33年12月27日までとなっております。

合計22筆、合計面積が、682,774㎡。

年間賃貸料が、431,660円となっております。

番号3については、あっせん委員長であります澁谷委員より報告お願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 12番・澁谷君。

○12番（澁谷 洋君） 12番・澁谷。

報告第104号、番号3について報告致します。

2月13日に役場中会議室において、熊谷委員、高松委員と私が指名され、事務局より若松係長、湊谷主事が出席し、あっせん委員長に私が互選されました。

この農地は、[]さんよりあっせん申出があり、[]が借入を実施した農地であり、5年後に[]より取得予定の[]さん、[]さんへ賃貸するものです。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号3について事務局の説明、並びにあっせんにあられました、12番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については報告のとおり承認されました。

（[]君復席）

以上をもって、報告第104号内容3件は報告のとおり承認されました。

◎議案第165号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第7。議案第165号、農地法第3条の規定による許可申請について内容4件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第165号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示については、別紙のとおり4件となっております。

番号1。

貸付人、[]、[]さん。

借受人、[]、[]さん。

土地の所在、字熊牛原野14線東6の内。

地目、登記簿、山林。

現況、畑。

面積、6, 887 m²。

契約の種類、地上権の設定（許可日から3年）。

権利移転（設定）の理由、貸付人が相手方要望、借受人は太陽光発電所運営のため。

世帯員又は構成員についてですが、貸付人が1名となっております。

経営の状況については、省略させていただきます。

なお、この番号1につきましては、平成28年9月26日に行われました、第30回農業委員会において可決されており、平成28年1月16日付け許可された案件となっておりますが、前事業者であります、[]が[]に事業を信託することとなり、事業者の変更に伴った、再申請となります。

地上権の設定に対して、必要な要件につきましては、対象とされた農地等及び周辺の農地等の利用状況に支障がないか、その農地等について関係権者との調整がなされているかどうか審査し、農業上の土地利用との調整を図られる場合に、許可処分を行うものとされております。

それを踏まえまして、番号1につきましては、調査を嶋中委員に依頼しておりますので、報告を宜しくお願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中 勝君） 14番・嶋中。

議案第165号、番号1について報告致します。

2月13日に事務局より調査の依頼があり、2月20日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

貸主の[]さんは、[]の要望により、借受人の[]は太陽光発電施設の設置に伴う、地上権の設定のため今回の申請となりました。

今回の申請は、地上権設定を目的としているため、農地を耕作することは要件には含まれておりません。

また、区分地上権の設定の対象とされた農地及びその周辺の農地等の利用上支障がなく、関係権利者との調整も整っていると認められます。

これらの調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「あり」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・佐藤肇君。

○8番（佐藤 肇君） ちょっと休憩いただいてもいいですか。

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時01分

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他にご質疑ございませんか。

（「あり」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） 4番・高松君。

○4番（高松 俊男君） あの地上権設定、許可日から3年って言うけど、3年経ってまた出てくるんでしょうかね。

○会長（佐瀬日出夫君） 湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） そうですね。

5条の方も一時転用になってますので、それと合わせて3年毎の申請が必要になってきます。

○4番（高松 俊男君） 5年、10年はないんだ。

○農地係（湊谷省吾君） 今回の営農型というのが、一時転用に限ったものになるので、それと合わせて3条、5条が必要になるので3年毎となるので。

○4番（高松 俊男君） わかりました。

○会長（佐瀬日出夫君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は原案可決されました。

番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2。

譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字中チャンベツ原野735。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、1,493㎡外1筆、合計面積は、2,304㎡となっております。

契約の種類、売買。

権利移転（設定）の理由、譲渡人が国有地払下げのため、譲受人は申請地が、譲受人が耕作している農地と隣接しており、現在まで一体的に農地として利用していたため。

資金調達の方法及び価格、自己資金46,000円となっております。

世帯員又は構成員につきましては、譲受人が7名となっております。

畑、採放地につきましては、譲受人が588,398㎡うち借入地が47,490㎡となっております。

経営の状況については、省略させていただきます。

番号2につきましては、調査委員であります佐藤徳市委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 11番・佐藤徳市君。

○11番（佐藤徳市君） 11番・佐藤。

議案第165号、番号2について報告致します。

2月13日付けで事務局より調査依頼があり、2月18日に現地調査に行っていました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人のXXXXXXXXXXさんは、XXXXXXXXXXさんのXXXXXXXXXXのため農地を譲渡し、譲受人のXXXXXXXXXXさんは、

申請地が耕作している農地と隣接しており、現在まで一体的に農地と利用してきた、この度[]を[]を受けたいため今回の申請になりました。

権利を取得する[]さんの世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認しました。

[]さんが申請地を取得後に、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認したので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

[]さんの農地所有面積は申請地を含めると合計面積が59haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

今回の申請地は、[]さんの所有地に隣接する農地ですので周辺農地の影響もなく効率的に利用されると認められます。

これら調査の結果から、農地法第3条第2項の各要件を満たしておりますので、許可については妥当と判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました11番・佐藤徳市君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2は原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号3。

譲渡人、[]、[]さん。

譲受人、[]、[]さん。

土地の所在、字阿歴内原野249-1。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、870㎡外2筆、合計面積が、16,747㎡となっております。

契約の種類、贈与。

権利移転（設定）の理由、譲渡人が現経営者に贈与する、譲受人は譲渡人より贈与を受ける。

世帯員又は構成員につきましては、譲渡人と譲受人が同一世帯となっております、4名となっております。

畑、採放地につきましては、譲渡人が258,022㎡となっております。

経営の状況については、省略させていただきます。

番号3につきましては、調査委員であります武藤委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・武藤君。

○9番（武藤 利勝君） 9番・武藤。

議案第165号、番号3について報告致します。

2月13日付けで事務局より調査依頼がありまして、2月22日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の[]さんは、現経営者に贈与するというので、農地を譲渡し、譲受人の[]さんは譲渡人より贈与を受けるということで、今回の申請となりました。

権利を取得する[]さんは、世帯員又は所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認しました。

[]さんが申請地を取得後、この農地すべてにおいて耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認しましたので、全地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

[]さんの農地所有面積は申請地を含めると合計面積が25.8haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

今回の申請地は、[]さんの所有地に隣接する農地ですので周辺農地への影響もなく効率的に利用されると認められます。

これらの調査の結果から、農地法第3条第2項の各要件を満たしておりますので、許可については妥当と判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました9番・武藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3は原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

なお、[]番・[]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（[]君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号4。

譲渡人、

[]さん。

譲受人、

[]、[]さん。

土地の所在、字栄60-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、5,662㎡外1筆、合計面積が、7,989.24㎡。

契約の種類は、売買。

権利移転（設定）の理由、譲渡人が通年相手方に該当地を貸していたため、譲受人は粗飼料確保のため。

資金調達の方法及び価格につきましては、自己資金199,000円となっております。

世帯員又は構成員につきましては、譲渡人が構成員が6名、譲受人が世帯員が3名となっております。

畑、採放地につきましては、譲渡人が626,466㎡、譲受人が422,420㎡うち借入地が22,091㎡となっております。

経営の状況については、省略させていただきます。

番号4につきましては、調査委員であります嶋中委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中 勝君） 14番・嶋中。

議案第165号、番号4について報告致します。

2月13日付けで事務局より調査依頼があり、2月16日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の■■■■さんは、通年相手方に貸しております。今回相手方の要望により農地を譲渡し、譲受人の■■■■さんは、以前、■■■■さんの前の■■■■さんの時代から借りておりました土地で、引き続き粗飼料確保のため今回の申請となりました。

権利を取得する■■■■さんの世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認しました。

■■■■さんが申請地を取得後、この農地すべてにおいて耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認しましたので、農用地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

■■■■さんの農地所有面積は申請地を含めると合計面積が約46haとなりますので、下限面積要件は満たしております。

今回の申請地は、■■■■さんの所有地に隣接する農地ですので周辺農地への影響もなく効率的に利用されると認められます。

これらの調査の結果から、農地法第3条第2項の各要件を満たしておりますので、許可については妥当と判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

([redacted] 君復席)

以上をもって、議案第165号、内容4件は原案可決されました。

◎議案第166号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第8。議案第166号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第166号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示については、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

所有者、 [redacted]、 [redacted] さん。

転用者、 [redacted]、 [redacted] さん。

土地の所在、字熊牛原野14線東6の内。

地目、登記簿、山林。

現況、畑。

面積、411.15㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、賃貸借。

転用目的、太陽光発電施設の建設。

転用計画内容、期間、許可日から3年間。

転用面積、パネル柱部分410.4㎡、フェンス柱部分0.75㎡。

事業費（撤去費含む）、360,000,000円となっております。

なお、番号1につきましては、平成28年9月26日に行われました、第30回農業委員会において可決されており、平成28年11月16日付けで北海道より許可された案件となっておりますが、前事業者である [redacted] が [redacted] に事業を信託することとなり、事業者の変更に伴った、再申請になります。

本案件は太陽光発電設備を農地に設置し、そのパネルの下で営農を継続するという内容になっておりまして、農用地区域内農地であっても一時転用許可をもって設置が可能となっております。

許可要件につきましては、転用期間が3年内であること、太陽光の支柱等の設備が簡易な構造で容易に撤去可能であること、営農を行い、単収が2割減とならず農作業の効率的な利用が図られること、周辺の農地へ影響を及ぼさないことが図られているかどうか、農地法3条許可を受けているかどうか、以上が許可要件となっております。

これらの要件につきましては、調査をして頂いております。

調査につきましては、甲斐委員、佐藤肇委員、嶋中委員に依頼しておりますが、嶋中委員より調

査の結果について報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中 勝君） 14番・嶋中。

議案第166号、番号1について報告致します。

2月17日に事務局より調査依頼があり、2月20日に佐藤肇委員、甲斐委員、事務局より若松係長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料2ページから6ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は借主の[]で、貸主の[]さんの土地に太陽光発電の設置を目的とし、転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおり支柱部分の面積と確認しました。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障などは認められません。

農振農用地区域内の農地に営農型発電施設の設置は、原則不許可ですが、パネルの下で耕作をしながらの一時転用で、許可後容易に撤去可能なことからこの転用については問題ないと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は原案可決されました。

以上をもって、議案第166号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第167号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第9。議案第167号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容12件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号9まで内容9件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号9まで内容9件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第167号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画、別紙のとおり12件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字上チャンベツ原野東2線東1-4。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、2,987㎡外36筆、合計の面積は383,402㎡。

利用権設定等の種類は、所有権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

成立する法律関係は、売買。

所有権移転の時期は、平成29年3月1日

対価の支払期限は、平成29年4月13日。

土地の引渡時期は、対価の支払日。

価格は、12,973,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字チャンベツ123-26。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積は、118,302㎡外34筆、合計の面積は699,017㎡。

利用権設定等の種類は、所有権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

成立する法律関係は、売買。

所有権移転の時期は、平成29年3月1日

対価の支払期限は、平成29年4月13日。

土地の引渡時期は、対価の支払日。

価格は、24,241,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字オソツベツ 3 8 - 1 4。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積は、9 6 8 m²外 1 6 筆、合計の面積が 1 1 7, 7 4 9 m²。

利用権設定等の種類は、所有権の移転。

利用権設定等の内容は、採放地。

成立する法律関係は、売買。

所有権移転の時期は、平成 2 9 年 3 月 1 日。



対価の支払期限は、平成 2 9 年 3 月 3 1 日。

土地の引渡時期は、対価の支払日。

価格は、2 9 4, 0 0 0 円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

番号 4。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、
さん。

土地の所在、字オソツベツ 1 1 0 - 8。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、1 5 1 m²外 2 筆、合計の面積は 6 9, 8 2 4 m²。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成 2 9 年 3 月 1 日から平成 3 3 年 1 2 月 2 7 日まで。

土地の引渡時期は、平成 2 9 年 3 月 1 日。

金額は、年間 6 7, 3 4 0 円。

支払方法は、毎年 1 2 月 1 0 日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号 5、番号 6 につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、利用権の期間、支払方法が番号 4 と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号 5。

利用権の設定等を受ける者、、
さん。

土地の所在、字オソツベツ 1 1 3 - 1。



地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、9 3, 5 4 5 m²。

利用権設定等の内容は、普通畑。

金額は、年間 9 1, 9 8 0 円となっております。

番号 6。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

土地の所在、字オソツベツ 6 3 6 - 1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、4 5, 6 5 7 m²外 1 0 筆、合計の面積が 3 3 0, 2 3 3 m²。

利用権設定等の内容は、普通畑。

金額は、年間190,480円となっております。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別原野718-5。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、36,189㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成29年3月1日から平成39年2月28日まで。

土地の引渡時期は、平成29年3月1日。

金額は、年間112,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号8、9につきまして利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、支払方法が番号7と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別原野694-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、37,750㎡。

金額は、年間117,000円。

番号9。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別原野719-39。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、4,589㎡。

金額は、年間6,000円となっております。

なお、番号1から番号9まですべてあつせん案件のため、改めての現地調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号9まで内容9件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

■さん。

利用権の設定等をする者、■、■さん。

土地の所在、宇虹別693-27。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、4,226㎡外1筆、合計の面積は12,608㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成29年3月1日から平成39年2月28日まで。

土地の引渡時期は、平成29年3月1日。

金額は、年間17,600円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお番号11につきましては、笛木委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果について報告願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・笛木君。

○7番（笛木 眞一君） 7番・笛木。

議案第167号番号11について報告致します。

2月13日に事務局より調査依頼があり、2月15日に調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の■さんは相手方の要望により農地を賃貸するものです。

借主の■さんは、農地を借受け自給飼料の確保をとるといことです。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

詳細については、事務局の説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号11について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号11については原案可決されました。

続いて番号12を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号12について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[redacted]、[redacted]さん。

利用権の設定等をする者、[redacted]、[redacted]さん。

土地の所在、字チャンベツ19-26。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、52,231㎡外10筆、合計の面積は453,561㎡。

利用権設定等の種類は、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、使用貸借。

利用権の期間は、平成29年3月1日から平成49年2月28日まで。

土地の引渡時期は、平成29年3月1日。

金額は、無償となっております。

なお番号12につきましては、佐藤徳市委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果について報告願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 11番・佐藤徳市君。

○11番（佐藤徳市君） 11番・佐藤。

議案第167号番号12について報告致します。

2月17日付けで調査依頼がありまして、2月20日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地については、継続の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[redacted]さんは農業者年金受給継続のため農地を貸借するものです。

借主の[redacted]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して

耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

詳細については、事務局の説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号12について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・佐藤徳市君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号12については原案可決されました。

以上をもって、議案第167号、内容12件は原案可決されました

◎議案第168号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第10。議案第168号、贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関

する証明について内容18件を議題といたします。

お諮り致します。

番号1から番号18まで内容18件について審議の都合上一括議題に供したいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号18まで内容18件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

議案第168号について説明させていただきます。

贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明について、租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づき、適用申請のあった下記の者について、意見を求めるものであります。

本件につきましては、まず贈与税の納税猶予について簡単に説明をさせていただきます。

農地等の納税猶予の制度は、昭和39年に納期限の延長の特例として創設され、昭和50年に現在の納税猶予の特例と形を変え現在に至っております。

これは農地の細分化の防止や、税制面から農業者後継者を育成することを目的とされております。

総会資料8ページをご覧ください。

贈与税の納税猶予の特例制度は、一定の要件をもとに農業後継者又は農業相続人が、農業経営を継続することを前提に設けられております。

10ページをご覧ください。

納税猶予に係る期限が確定するまでの間、この確定とは贈与者または受贈者が死亡した場合、もしくは農業経営が継続出来なくなり、農地を処分した場合は、納税猶予を受け続ける間は、3年毎に引き続き納税猶予の適用を受けたい旨の届出を税務署に提出することが必要です。

この届出に農業委員会が証明する、引き続き農業経営を行っていることを証した証明書の添付が必要となっております。

本総会で農業を継続しているか、意見を求めるものであります。

それでは、別紙のとおり18件となっております。

番号1。

地区名、

受贈者氏名、

贈与者氏名、

贈与年月日、昭和55年9月6日、以下番号18までございます。

なお、今年度農地パトロールの中で納税猶予対象地について全てを調査を行っておりますので、代表して、笛木農地部会長より農地管理の調査結果について報告をいただきたいと思いを。

○会長(佐瀬日出夫君) 7番・笛木君。

○7番(笛木眞一君) 7番・笛木。

議案第168号、番号1から18について代表報告を致します。

昨年、28年10月14日から11月8日にかけて農地パトロールを行いながら、納税猶予対象地の農地の調査をしております。

全筆適正に耕作されており、今後とも引き続き耕作する意思があることを確認しておりますので適正であると判断致しました。

以上で報告を終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1から番号18まで内容18件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・笛木君の代表報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第168号内容18件は原案可決されました。

◎議案第169号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第11。議案第169号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松務君) はい。

議案第169号について説明させていただきます。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による基づき、下記の者より申請があった特定農地貸付けについて議決を求めるものであります。

承認を受けようとする土地の表示、別紙のとおり1件となっております。

本件につきましては、標茶町が農業者以外の者に自然と触れ合い、農業に対する理解を深めるために貸付けする農地を使用貸借するための申請となっております。

総会資料14ページをご覧ください。

こちらには特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律を載せてありますが、第3条に特定農地を貸付ける者は、申請書に貸付け規定を添付し、農業委員会の承認を求めることとなっております。

17ページをご覧ください。

こちらは提出されました、標茶町における貸付け規定となっております。

第4条に規定の条件がございます。

この条件につきましては、当該年の11月30日まで貸付し、賃料については無料とするとあります。

申し訳ございません、戻るのですが13ページをご覧ください。

13ページには区画予定図となっております、1区画が10メートル×5メートルとなり、1区画50㎡となっております。

この貸付規定について農業委員会が審議をするわけですが、16ページをご覧ください。

こちらは標茶町農業委員会特定農地貸付けに関する農地等の特例に関する審査基準を設けておりまして、

この審査基準に沿って審議を致しますが、審査基準1番目は、1区画10アール未満の農地であると。

2つ目には、営利を目的としない貸付であること。

3つ目には、5年を越えない貸付けであることが基準としてなっております。

この審査基準をもとに、審議をお願い致します。

それでは番号1。

申請人住所、氏名、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

所在、標茶町桜14丁目22番地。

登記簿、現況共に畑。

外9筆となっております。

面積は、7,013㎡の内2,000㎡。

貸付期間は、許可の日から平成29年11月30日まで。

権利の種類は、使用貸借権。

所有者名は、住所、[REDACTED]。

氏名、[REDACTED]さん。

この事業につきましては、標茶町中央公民館事業、町民ふれあい農園、権兵衛村となっております。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって議案第169号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第170号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第12。議案第170号、農業委員会等に関する法律に係る標茶町からの事務委任についてを議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第170号について説明させていただきます。

農業委員会等に関する法律に係る標茶町からの事務委任について、農業委員会等に関する法律に関する標茶町の権限に属する関係事務処理にあたり、標茶町より事務委任について別紙のとおり協議がありましたので受任することについて議決を求めるものであります。

別紙のとおりでございます。

事務委任について、標茶町の権限に属する事務の円滑な執行を期するため、標茶町農業委員会に対し、下記の事務を委任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規

定により協議します。

1. 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第9条第1項及び第2項に規定する事務。

① 農業者等に対する候補者の推薦及び委員になろうとする者の募集。

② 推薦された者及び募集した者に関する情報の整理、その情報の公表。

ということになっております。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって議案第170号について、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議なしと認めます。

以上をもって、議案第170号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第35回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第35回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

ご苦労さまでした。

（午前11時48分閉会）